

加西市公共交通活性化協議会規約の改正について

1 改正理由

道路運送法の改正に伴い（R5.10.1 施行）、従来、地域公共交通会議又は（活性化再生法に基づく）協議会にて協議されていた協議運賃（※）について、独禁法上のカルテルにあたらぬよう構成員を限定し、別の協議会を設置して協議する必要があるため、協議会に当該運賃について協議を行う部会を置くことができよう規約の一部を改正する。

※協議運賃制度

乗合バス事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、運賃について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出にて足りること。

2 協議運賃による事例

市自主運行バス	道路運送法
はっぴーバス	第4条許可

※KASAI ねっぴ〜号（法第4条許可）は上限運賃制度、地域主体型交通については、交通空白地有償運送（法第79条登録）であり、協議運賃に該当しない。

3 改正内容

- (1) 所掌事務の乗合旅客輸送の運賃・料金等をサービス等に変更する。（第3条関係）
- (2) 部会に運賃・料金等について検討及び実施するための項目を追加する。（第9条関係）

4 施行期日

令和6年1月25日

5 新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) (略)	(所掌事務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) (略)

<p>(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び<u>サービス等</u>に関すること。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項及び<u>運賃・料金等</u>について専門的な調査及び検討並びに交通計画の実施等を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び<u>運賃・料金等</u>に関すること。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに交通計画の実施等を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

加西市公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等サービス等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員をもって別表のとおり組織する。

- 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、加西市副市長をもって充てる。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、原則として会議出席委員の全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項及び運賃・料金等について専門的な調査及び検討並びに交通計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市政策部に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。

3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及び第7条5項において出席を求めたもの（特別の場合を除き、学識経験のあるものに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月25日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市社会福祉協議会の代表又はその指名する者
	学識経験のある者
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長又はその指名する者
	兵庫県加西警察署長又はその指名する者
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長又はその指名する者
	神姫バス労働組合の代表又はその指名する者
	北条鉄道株式会社総務企画部長又はその指名する者
	兵庫県バス協会の代表又はその指名する者
	兵庫県タクシー協会の代表又はその指名する者
	加西市区長会の代表又はその指名する者
	加西市シニアクラブ連合会会長又はその指名する者
	加西商工会議所会頭又はその指名する者
	コミュニティバス運営関係事業者の代表又はその指名する者
	コミュニティバス運行事業者の代表又はその指名する者
	市民委員
	加西市政策部長
加西市建設部長	
専門委員	学識経験のある者